

令和7年度第1回（第185回）

福岡市都市計画審議会

議 案

令和7年5月22日（木）

TKP エルガーラホール（中ホール）

目 次

議案番号	件 名	頁
1	福岡広域都市計画公園の変更（市決定）	1

議案第 1 号

福岡広域都市計画公園の変更（福岡市決定）

1. 都市計画公園に 6・4・4号 早良運動公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
運動公園	6・4・4号	早良運動公園	福岡市早良区四箇四丁目の一部	約 4.5ha	(主な施設) 園路広場等

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画公園中 2・2・252号 下臼井老松公園を廃止する。

種 別	名 称		位置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・ 252号	下臼井老松公園	福岡市博多区大字下臼井の一部	約 0.18ha	(主な施設) 園路広場等

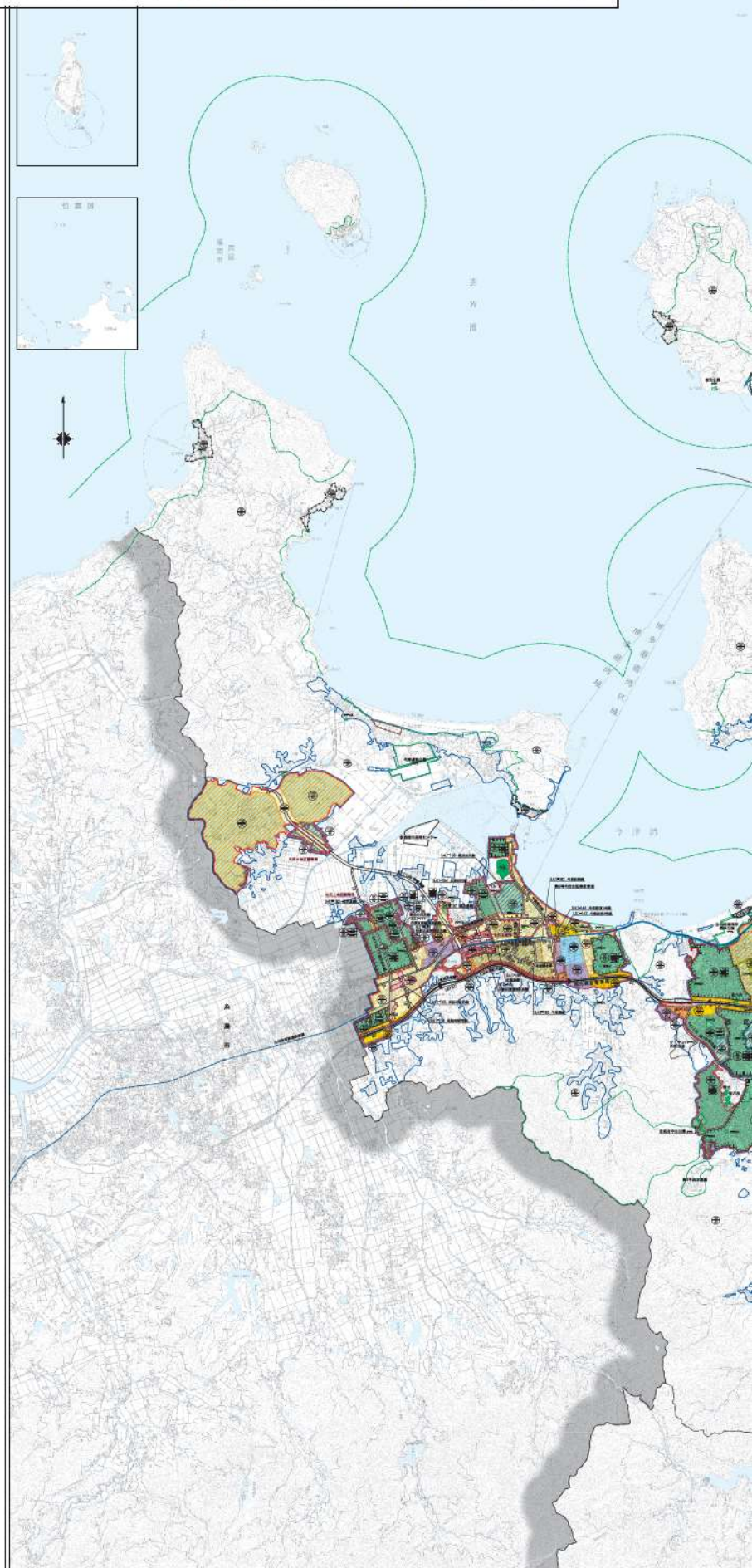
理 由

都市施設として公園を適正に配置するため、本案のとおり変更するものである。

福岡広域都市計画公園の変更(福岡市決定)

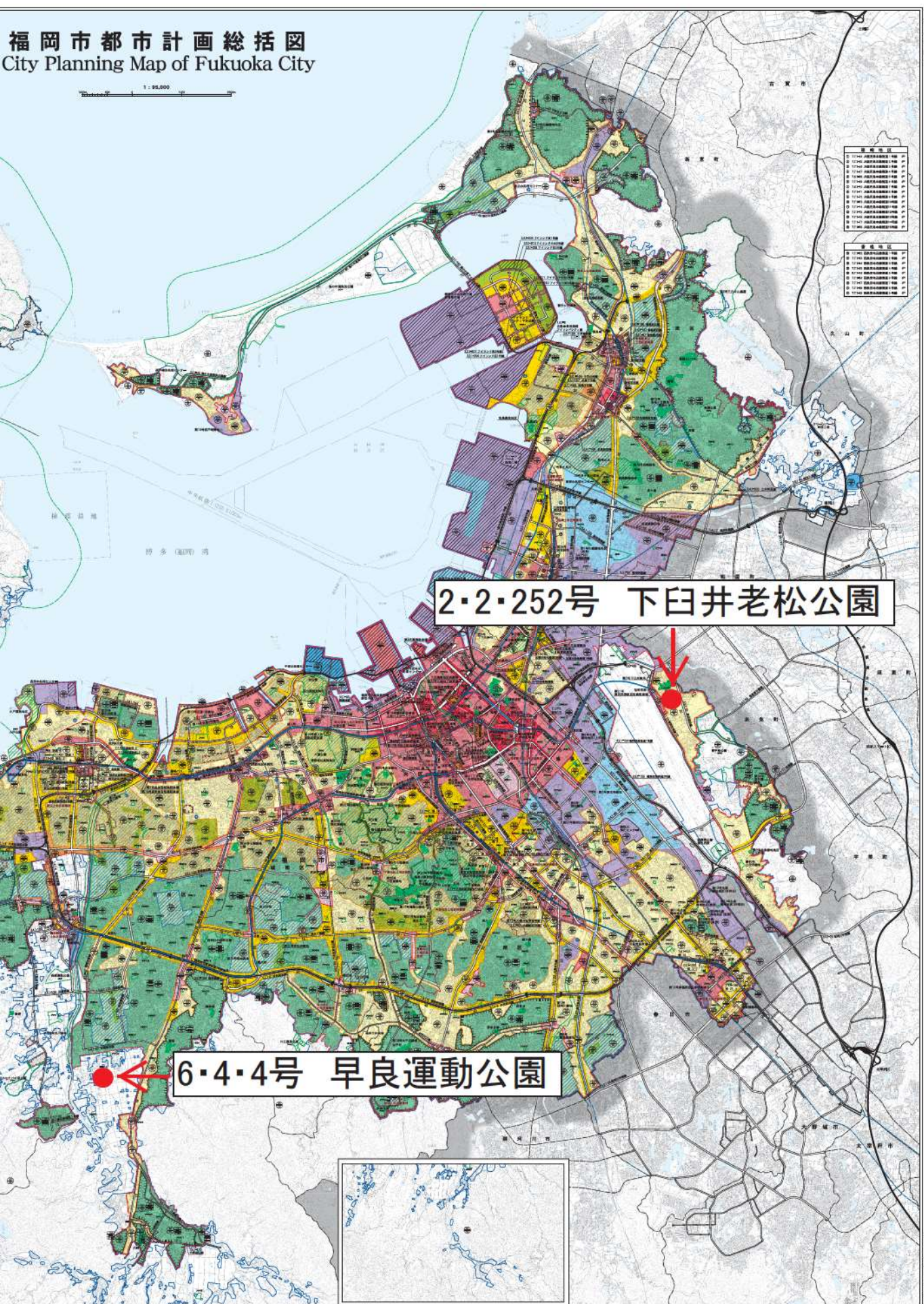
凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市 郡 界
	区 町 村 界

	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000

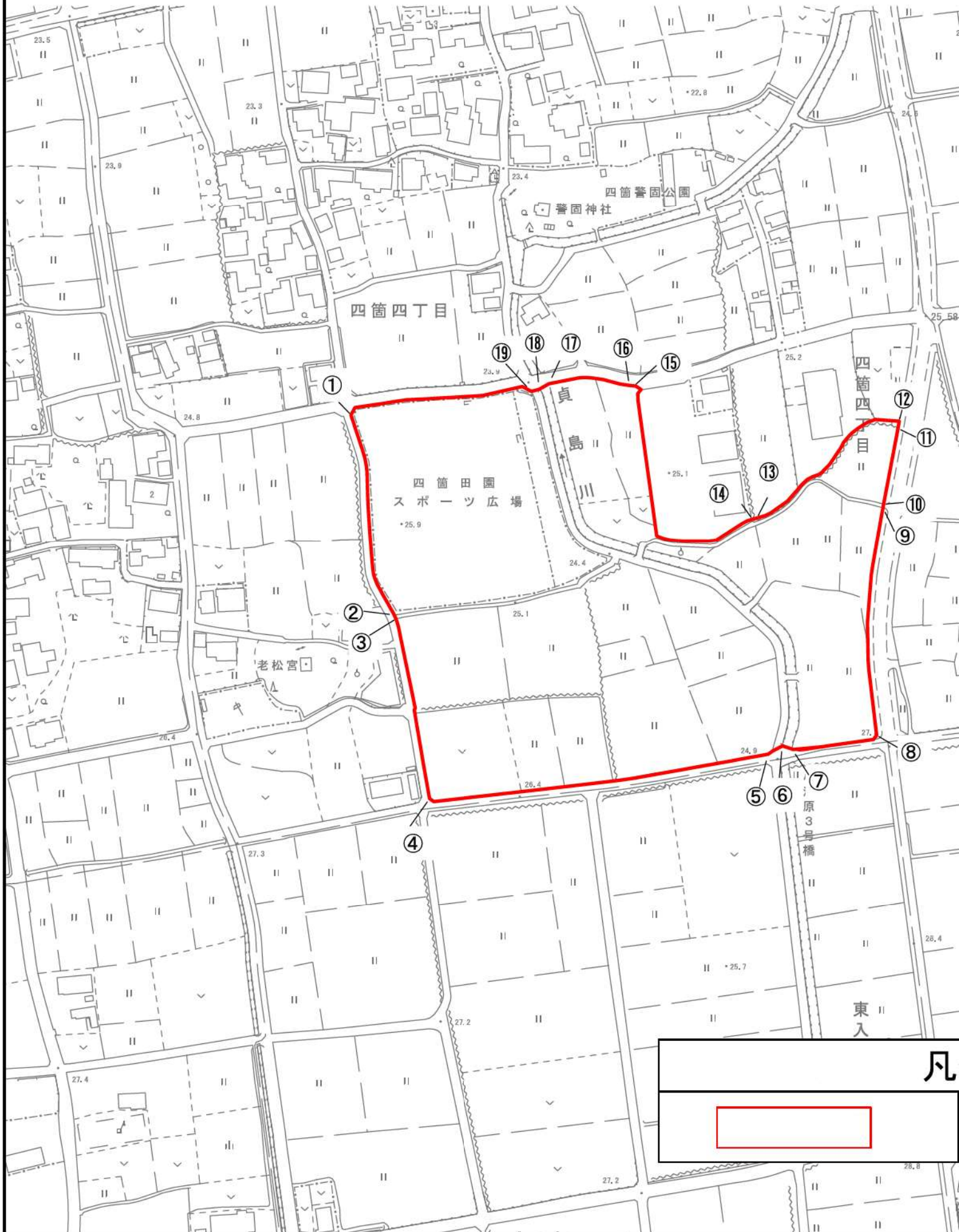


2・2・252号 下臼井老松公園

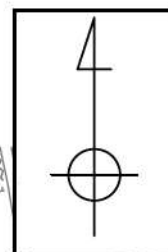
6・4・4号 早良運動公園

※本図は、令和5年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
詳細や変更等については、別途都市計画図について必ずご確認ください。

計画図（福岡広域都市計画）



画公園の変更) S=1 : 2, 500



区域界表

番号	名称	備考
①～②	道路界	
②～③	見通し界	②より内角212° で2.3m延長した点を③とする
③～④	道路界	
④～⑤	道路界	
⑤～⑥	見通し界	⑤より内角217° で6.0m延長した点を⑥とする
⑥～⑦	見通し界	⑥より内角214° で4.6m延長した点を⑦とする
⑦～⑧	道路界	
⑧～⑨	道路界	
⑨～⑩	見通し界	⑨より内角180° で2.0m延長した点を⑩とする
⑩～⑪	道路界	
⑪～⑫	見通し界	⑪より内角180° で1.1m延長した点を⑫とする
⑫～⑬	水路界	
⑬～⑭	見通し界	⑬より内角221° で1.2m延長した点を⑭とする
⑭～⑮	水路界	
⑮～⑯	見通し界	⑮より内角80° で2.1m延長した点を⑯とする
⑯～⑰	道路界	
⑰～⑱	見通し界	⑰より内角163° で7.1m延長した点を⑱とする
⑱～①	道路界	

例

計画決定区域

0 50 100 150m

S=1/2, 500